

山梨労働局長メッセージ

日頃から、関係者の皆様方には、山梨労働局の行政運営、とりわけ、労働災害の防止対策及び労働者の健康確保対策の推進につきまして、格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、山梨県内における死亡者数は、昭和41年の59人をピークに減少傾向を示しながら、令和2年には6人となり、統計開始以来2番目に少ない状況となったものの、前年から3人の増加となりました。

また、休業4日以上之死傷者数については745人となり、前年から56人減少しましたが、山梨第13次労働災害防止計画の目標（「2022年(令和4年)に689人」）の達成のためにはさらなる減少が必要です。

一方、労働者の健康を取り巻く環境をみると、一般健康診断の結果では受診者の6割を超える労働者に何らかの所見が見られ、さらに、仕事や職業生活に関する強い不安やストレスを感じる労働者の割合が高まり、脳・心臓疾患や精神障害による労災請求件数も高い水準で推移しています。

山梨労働局においては、引き続き、治療と仕事の両立を推進する取組や職場におけるメンタルヘルス対策、過重労働や化学物質を原因とする健康障害防止対策を推進しており、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策についても取り組んでいるところです。

皆様方におかれましても、誰もが安心して働ける職場を実現するため、労働災害の防止と働く人の健康確保の重要性を改めて御認識いただき、引き続き、労使一丸となって、各職場の事態に即した積極的な取組を是非お願いいたします。

令和3年10月26日

山梨労働局長 **生方 勝**